

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年7月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700072号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700024号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年4月16日から同年3月31日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月16日まで

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、請求期間に同社B工場から同社本社に転勤したが、請求期間も同社に継続して勤務しており、私が所持する給与明細書で平成3年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、請求期間について、同年4月16日となっている同社本社における被保険者資格の取得年月日を同年3月31日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する雇用保険被保険者証、平成3年3月分及び同年4月分の給与明細書並びに雇用保険の加入記録、上司及び同僚の回答から、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務し(A社B工場から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚の証言から、平成3年3月31日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の平成3年3月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは確認できる資料が無いことから不明であると回答している一方、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の取得年月日を誤って社会保険事務所(当時)に対して提出したものである旨回答していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600304号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700008号

第1 結論

昭和54年8月から昭和56年11月までの請求期間、昭和57年4月から昭和61年3月までの請求期間及び昭和63年3月から平成7年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年8月から昭和56年11月まで
② 昭和57年4月から昭和61年3月まで
③ 昭和63年3月から平成7年5月まで

私は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたが、請求期間①及び③は保険料の未納期間、請求期間②は保険料の申請免除期間とされている。私の祖父の従兄弟がA職をしており、その秘書が各請求期間の保険料を納付していたと聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は、記憶障害により当該期間の記憶が曖昧であり、戸籍の附票により確認できる住所に必ずしも居住していたわけではないとした上で、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び当該期間に係る保険料の納付は、請求者の祖父の従兄弟がA職をしており、その秘書が行っていたと主張しているところ、祖父の従兄弟及びその秘書は既に亡くなったと述べていることから、請求者の国民年金の加入手続及び当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者に対して二つの国民年金手帳記号番号が払い出され、後に一つの手帳記号番号に統合されたことが確認できることから、請求者に対して当該二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

請求期間①について、日本年金機構がシステムで管理している請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びB市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、当該期間の国民年金保険料はいずれも未納とされており、当該記録はオンライン記録と一致している上、同台帳には「不在確認 53.12.1」、同名簿には「53.12.25 不在」の記載が確認できることから、請求者は、請求期間①において不在被保険者(転出先が不明等住所が不明な被保険者)として取り扱われており、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる。

また、B市に照会したところ、請求期間①当時の国民年金に係る資料は保存期限経過により保存されていないと回答があったことから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況の詳細を確認することができない。

請求期間②について、日本年金機構がシステムで管理している請求者に係るC市(現在は、D市)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、当該期間の国民年金保険料は申請免除とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、D市に照会したところ、請求者の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付又は免除申請に係る資料は現存しないと回答があったことから、請求者の加入手続及び保険料の納付状況の詳細を確認することができない。

請求期間③について、オンライン記録によると、請求者は、昭和63年4月から平成7年5月までの期間については、不在被保険者として取り扱われており、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる。

また、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間③においてはE市、F市、G市及びH市に住民登録されていたことが確認できるところ、請求者に係る各市の国民年金被保険者名簿は、日本年金機構のシステムでは確認できない上、前述の各市に照会したところ、いずれの市も請求者の国民年金保険料の納付に係る資料は無いとしており、請求者の保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求期間①、②及び③は合計163月に及び、これだけの長期間にわたって行政機関が記録管理を続けて誤るとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700071号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700009号

第1 結論

請求期間①及び②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和7年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和46年9月まで

② 昭和46年10月から昭和53年6月まで

私は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、時期の特定はできないが、請求期間①は住所地の町内会会長に、請求期間②は住所地の町内会役員にその集金により月額約3,000円をそれぞれ3回程度納付した記憶がある。しかし、国の記録では、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②当時、その夫がA共済組合の組合員であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となること、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月19日にB社会保険事務所(当時)からC市に対して一括して払い出された国民年金手帳記号番号の一つであることが確認できる。

また、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)によると、請求者は昭和53年7月22日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、当該紙名簿における昭和36年4月から昭和53年6月までの国民年金保険料の納付記録を記載する欄には斜線が引かれ、当該期間は保険料の納付を必要としない期間とされていることが確認できる。

さらに、請求者が所持している年金手帳によると、国民年金の「はじめて被保険

者となった日」欄に「昭和 53 年 7 月 22 日」、「被保険者の種別」欄に任意加入であることを示す「任」の記載が確認できる。

これらのことから、請求者は、昭和 53 年 7 月 22 日に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、同日より前の期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法についての記憶が定かではない上、当該期間の保険料は月額約 3,000 円であったと主張しているが、当該金額は当該期間の大部分において当時の保険料額と相違している。

さらに、請求者は、請求期間①当時国民年金保険料の集金を担当していたとする町内会会長の姓以外を覚えていないことからその者を特定することができず、請求期間②当時保険料の集金を担当していたとする町内会役員も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①及び②に係る保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿により、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 6 月 19 日より前に B 社会保険事務所から C 市に対して払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700073号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700010号

第1 結論

昭和52年5月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年5月から昭和58年3月まで

私が20歳になった昭和52年*月頃、A市から年金手帳が送付されて来たので私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。私は家事手伝いをしており収入が無かったため、請求期間の国民年金保険料は父親が負担してくれ、送付されて来た納付書により父親か私が、A市B支所(当時)や郵便局、銀行の窓口で保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和52年*月頃に請求者の父親が国民年金の加入手続を行い、父親か請求者自身が請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号はA市において昭和59年1月31日に払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年1月頃に行われ、請求者は20歳到達日である昭和52年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、当該加入手続が行われたと考えられる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、前述の加入手続が行われたと考えられる時点において、請求期間のうち昭和52年5月から昭和56年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、同年10月から昭和58年3月までの期間の保険料は過年度納付が可

能であるものの、請求者は、請求期間の保険料を前年度以前に遡って納付した記憶は無いと述べている上、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっていることから、その証言を得ることができない。

さらに、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンライン記録において氏名検索を行っても、請求者に対して前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700001号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700025号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④、⑤及び⑦について、請求者のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥及び⑧について、請求者のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和59年3月1日から同年4月1日まで
③ 昭和60年11月1日から昭和61年1月6日まで
④ 昭和61年5月31日から同年7月1日まで
⑤ 昭和62年5月1日から同年8月1日まで
⑥ 昭和62年10月31日から同年11月1日まで
⑦ 昭和63年6月30日から同年7月1日まで
⑧ 平成2年1月5日から同年2月1日まで

私は、請求期間①及び②についてはA社D営業所、請求期間③から⑧までについては同社C営業所に臨時員として勤務していたが、国の記録では、請求期間①から⑧までの厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間①、④、⑤及び⑦について、厚生年金保険の被保険者期間として記録

し、年金額に反映してほしい。

請求期間②、⑥及び⑧について、厚生年金保険被保険資格の喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、厚生年金保険被保険資格の取得年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社D営業所に臨時員として勤務していたところ、請求期間①について、同営業所に勤務していたとする複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の加入記録によると、同社B営業所において厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できることから、同社D営業所の従業員は、同社B営業所において厚生年金保険及び雇用保険に加入していたと考えられるところ、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間①のうち昭和58年5月9日から同年9月30日までの期間について同社B営業所における雇用保険の加入記録が確認できること及び複数の同僚の証言から、請求者は、請求期間①のうち昭和58年5月9日から同年9月30日までの期間において、同社D営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①に同社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、請求者のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年11月1日とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間①又はその前後の期間に、A社B営業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、短期間の記録が複数回確認でき、当時臨時員であったと考えられる者の中には、雇用保険の加入記録は確認できるが、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない期間がある者もいることから、請求期間①当時、同社B営業所では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求者は、昭和59年2月29日にA社B営業所を離職していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と符合している上、同年3月9日に求職申込を行い、同年3月16日から同年5月22日まで雇用保険に係る基本手当を受給していることが確認できる。

また、請求者に係るA社B営業所の厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失年月日は昭和59年3月1日とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者がA社D営業所に臨時員として勤務していたとして名前を挙げた

2人、正社員として勤務していたとして名前を挙げた者のうち所在が確認できた2人及びオンライン記録により昭和58年及び昭和59年に同社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち住所及びその被保険者記録から同社D営業所に臨時員として勤務していた可能性が高いと考えられる者のうち所在が確認できた12人の計16人に照会を行ったところ、12人から回答があり、そのうち2人は請求者について同社D営業所に勤務していた旨回答しているものの、具体的な勤務期間について回答は得られなかった。

請求期間③から⑧までについて、請求者は、A社C営業所に臨時員として勤務していたとしている。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社C営業所における被保険者資格を昭和61年1月6日取得、同年5月30日離職、同年7月1日取得、同年10月31日離職、同年12月1日取得、昭和62年4月30日離職、同年8月1日取得、同年10月30日離職、同年12月1日取得、昭和63年6月29日離職、同年7月1日取得、同年11月30日離職、昭和64年1月5日取得、平成2年1月4日に離職していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と符合している上、請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求期間⑤のうち昭和62年5月7日から同年5月30日まで雇用保険に係る基本手当を受給していることが確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、請求者がA社C営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に、請求期間①及び②における手帳記号番号とは別の手帳記号番号が請求者に対して払い出されており、その資格取得年月日は昭和61年1月6日とされていることが確認できる上、請求者に係る同社C営業所の厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間③について、資格取得年月日は同年1月6日、請求期間④について、資格喪失年月日は同年5月31日、資格取得年月日は同年7月1日とされており、いずれもオンライン記録と一致している。

さらに、請求者がA社C営業所に臨時員として勤務していたとして名前を挙げた2人、正社員として勤務していたとして名前を挙げた5人、オンライン記録により昭和60年から平成元年までの期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうちその被保険者記録から当該事業所に臨時員として勤務していた可能性が高いと考えられる10人及び当該同僚に対する照会の結果、社会保険事務担当者として名前が挙げた2人の計19人に照会を行ったところ、15人から回答があり、そのうち4人は請求者について同社C営業所に勤務していた旨回答しているものの、具体的な勤務期間について回答は得られなかった。

加えて、A社は、請求期間①から⑧当時の臨時員の厚生年金保険の取扱いについては、当時の関係書類が無いため不明である旨回答している上、請求者については、

正社員としての雇用は確認できないことから臨時員として雇用していた可能性はあるが、当該期間当時の臨時員関係の文書は保存年限を経過しており資料が無いため、臨時員としての雇用も確認できず、勤務実態及び厚生年金保険料を控除したかは不明である旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700021号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1700001号

第1 結論

昭和31年4月1日から昭和39年12月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年4月1日から昭和39年12月1日まで

私の年金記録を確認したところ、請求期間について脱退手当金を受給したことになっているが、結婚のためにA社を退職した後、脱退手当金に関する書類が送られてきたり、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、請求者に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、請求者は昭和39年10月*日に婚姻しており、上記記号番号払出簿の請求者の氏名は、旧姓から現姓に変更されていることが確認できることから、上記被保険者原票の請求者の氏名は旧姓から変更されていないことから、請求者がA社において厚生年金保険に加入していた時点では氏名変更の届出は行われていないと考えられ、そのことを踏まえると、請求期間に係る脱退手当金の請求時以外に上記記号番号払出簿の氏名変更が行われる機会があったとは考え難いことから、脱退手当金の請求に伴い上記記号番号払出簿の氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、請求期間の脱退手当金は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和39年12月1日)から約10か月後の昭和40年10月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受

給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700023号
厚生局事案番号 : 東北(脱)第1700002号

第1 結論

昭和33年3月24日から昭和38年8月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年3月24日から昭和38年8月1日まで

支給済期間 : ① 昭和33年3月24日から昭和36年12月1日まで
② 昭和36年12月1日から昭和38年8月1日まで

60歳になったときに社会保険事務所(当時)へ行き、年金記録を確認したところ、請求期間の厚生年金保険の記録が無いと言われ、その後、脱退手当金を受給したことになると言われた。

私は、脱退手当金を受給した覚えはないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、請求者の旧姓及び実家の住所が記載されている上、同裁定請求書は昭和38年11月5日にA社会保険事務所(当時)において受付された後、押印もれのため同年11月6日付けで返戻され、同年12月5日に同社会保険事務所において再度受付されていることが確認できる。同社会保険事務所では、昭和39年1月7日に脱退手当金裁定伺を作成し、決裁が行われており、適正に脱退手当金の裁定手続が行われていることが確認できる。

また、請求者のB社(昭和38年1月1日にC社から名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者に脱退手当金が支給されたことを意味

する「脱」の表示が確認できるとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約5か月後の昭和39年1月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の整理番号の前後各55人のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和38年8月1日の前後2年以内に当該資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たす女性40人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち24人が資格喪失年月日から6か月以内に支給決定されている上、前述の24人のうち所在が確認できる14人に対して照会した結果、7人から回答があり、複数の同僚が「会社から説明を受け、会社を通じて請求手続を行い、脱退手当金を受給した。」旨回答していることを踏まえると、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。